

3号認定子ども（0～2歳児）の利用者負担額

1) 利用者負担額

利用者負担額については、下表のとおり

（子どもが複数いる世帯は、第2子以降の場合「半額」、第3子以降は「無料」）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）		【多子減額】 子どもの数の 算定方法
		標準時間認定 保護者	短時間認定 保護者	
1	生活保護世帯	円 0	円 0	所得割額が <u>57,700円未満</u>
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	17,600	13,900	
4	市町村民税所得割合算額 77,101円未満	21,000	16,600	監護され、か つ生計が同一 の子ども (※1)
5	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	27,000	21,100	
6	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	40,000	29,200	
7	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	43,700	31,900	
8	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	56,100	40,900	
9	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	73,400	52,900	

※1 「監護され生計が同一の子ども」とは、同一生計で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2) ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯等の利用者負担額

ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯等で、所得割合算額77,101円未満の世帯は、負担軽減後の下表を適用。（下表に該当する世帯の第2子以降の保育料は「無料」）

階層	教育・保育給付認定保護者の区分	利用者負担額（月額）		【多子減額】 子どもの数の算定方法
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者	
1	生活保護世帯	円 0	円 0	所得割額が <u>77,101</u> 未満 監護され、かつ生計が同一の子ども (※1)
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	8,300	6,450	
4	市町村民税所得割合算額 77,101円未満	9,000	7,800	

備 考

- 1 ひとり親世帯や在宅障害児のいる世帯等とは、下記に掲げる世帯とする。
 - (1) 「ひとり親世帯」 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障がい児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯